

2

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人は

住民税からの住宅ローン控除

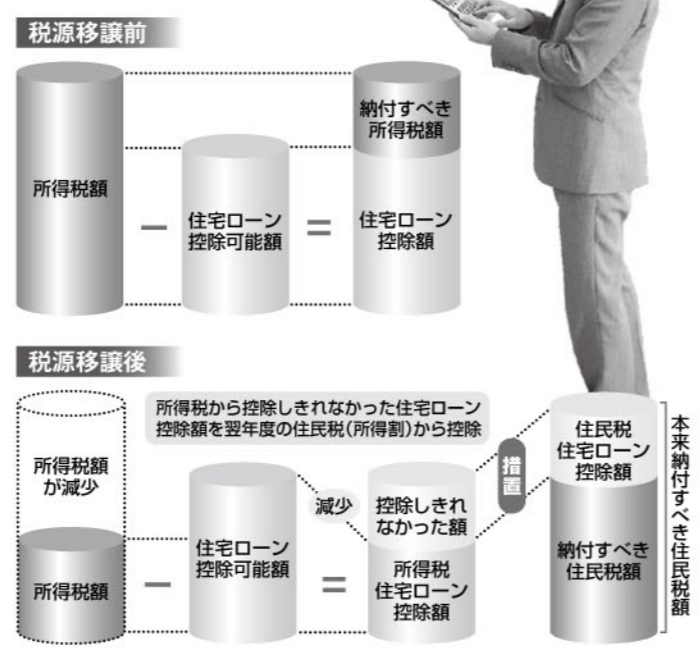
申請により、引ききれなかった控除額分を住民税から控除

住 宅ローン控除は、平成19年までは所得税のみに適用される控除でした。しかし、税源移譲によって所得税額が減った結果、住宅ローン控除限度額を所得税からだけでは控除しきれなくなる場合があります。そこで、税源移譲前後の税負担が変わらないようにするため、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額を住民税から控除する措置が設けられています。

対 象は、平成11年から18年末までに入居した人で、平成20年度から最大で28年度まで適用されます。該当する人は、**本年1月1日現在にお住まいの市区町村へ**「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書（役場税務課にあります）」を**3月16日**までに提出してください。

- 年末調整をした人（所得税の確定申告をしない人）は
源泉徴収票を添付して「住宅借入金等特別税額控除申告書」を役場税務課へ提出してください。
- 所得税の確定申告をする人は
所得税の確定申告書とともに「住宅借入金等特別税額控除申告書」を田川税務署へ提出してください。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには毎年申告が必要です。



Q1. 住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？
 A 「住民税の住宅ローン控除額」は「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q2. どういう場合に住民税の住宅ローン控除の対象になるの？
 A 給与所得者のかたについては、平成20年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q3. 平成19年以降入居の場合は？
 A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。
 ※「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式（10年から15年に延長）」の選択制をとる特例が創設されています。

3

障害者控除対象者認定書を申告時に提示すれば

障害者控除

「障害者に準ずる人」として控除を受けることができます

要 介護認定（要介護3～5）を受けている65歳以上の人で、身体や精神に障害があるが「身体障害者手帳」「療育手帳」「戦傷病者手帳」などの手帳の交付を受けていない人を対象に「障害者に準ずる人」として、申請に基づき、町が「障害者控除対象者認定書」を交付します。確定申告の時にこの認定書を提示すれば、町県民税や所得税が課税されている人は、障害者控除が受けられるようになります。

- 対象年（年度）
平成20年分所得税、平成21年度町県民税
※ 以降毎年提示が必要です
- 申請・交付場所
福祉課介護保険係および各支所
※ 申請の際は「介護保険証」「申請者の身分証明」「印鑑」が必要です。障害者控除対象者認定書についてのお問い合わせは、役場福祉課 介護保険係 ☎ 22-7763まで。

平成21年度

税の申告

問 役場税務課
☎ 22-7762

忘れずに！
お早めに！



1 福智町役場本庁1階の101会議室で手続きを 町県民税・国民健康保険税の申告は3月16日まで

今 年も町県民税と国民健康保険税の申告時期になりましたので、福智町役場本庁で申告の手続きをお願いします。
 なお、障害年金、遺族年金などを受給している人や収入がなく、扶養になっている人も申告をしてください。国民健康保険に加入している人は、正しい税額の算定のため、収入の有無にかかわらず申告をしてください。

※ 所得が少ない人については、状況に応じて国民健康保険税額が軽減される場合があります。申告がなければ国民健康保険税額の軽減措置が受けられませんので、ご注意ください。

所得のない人は支所でも申告できます。
 所得税の確定申告は、2月16日（月）～3月16日（月）の間、福智町役場本庁で受け付けます。



↓ 申告受付のハガキは2月25日（木）に発送する予定ですが、確定申告をする人や職場から役場へ給与支払報告書が提出されている人などには発送しません。全町民にハガキが届くわけではありませんので、ご注意ください。

〔公印省略〕
 平成21年〇月〇日
 申告者各位
 福智町長 浦田弘二
 平素より税務行政の円滑な運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
 今年も町県民税、国民健康保険税の申告時期となりました。
 福智町では下記のとおり申告の受付をしますので、よろしくお願い申し上げます。

平成21年度 町県民税・国民健康保険税の申告について

- 受付期限
3月16日（月）まで
※ 申告期間中は、土曜・日祭日を除く毎日受付を行います。
- 受付時間
午前9時～午後5時
- 受付会場
福智町役場（本庁）1階 101会議室
※ 受付窓口を1階ロビーにて行います。

〈0000000000〉

- 【申告するときに必要なもの】**
- ① 給与所得者は、平成20年中に支払を受けた事業所の給与証明書。（源泉徴収票等）
 - ② 年金をもらっている人は、公的年金等の源泉徴収票。
 - ③ 農業所得については、収入金額の分かるもの（営農口座）、必要経費の分かるもの。（領収書等）
「別途、収支内訳書の記入用紙を本庁税務課窓口にて用意していますので、事前に取りに来てください。内容記入後、申告時に提出願います」
 - ④ 平成20年中に支払った社会保険料、生命保険料、地震保険料等の支払証明書。
 - ⑤ 平成20年中に支払った医療費の控除を受けようとする人は、医療費明細書及びその領収書。
「別途、医療費明細書の記入用紙を広報紙2月号に折り込んでいますので、内容記入後、申告時に提出願います」
 - ⑥ 身体等に障害がある人は、障害者手帳・障害者控除対象者認定書などの証明するもの。
 - ⑦ 印かん。
 - ⑧ 本状。（このハガキを持参してください）
 - ⑨ 所得のない人は、支所においても受付いたします。
※すでに申告済の場合は、行き違いですのでご了承ください。
- 【問い合わせ先】**
 福智町役場 税務課 TEL.22-7762（直通）